

住宅等を増改築される方

～彩の木補助事業《一般枠》～

1 補助対象であるか確認しましょう。

次のすべての項目に該当することが必要です。

- 埼玉県内に所在する住宅を増改築します。
【住宅以外の例】
Q&Aをご覧ください。
- 令和元年10月1日以降に工事請負契約を締結しました。
- 令和3年2月28日までに木工事が完了します。
- 埼玉県内に事業所又は営業所がある建築（施工）事業者が増改築工事します。
- 県産木材の使用量が3立方メートル以上です。

2 交付申請の準備をします。

必要な書類は次のとおりです。

また、記入例はホームページに掲載しています。

- 「提出書類チェック表」
- 様式1-3（一般枠）「彩の木補助事業補助金交付申請書【増改築用】」
- 様式2（一般枠・子育て支援枠共通）「建築現場位置図」※既存の地図を様式に貼る、あるいは別紙として添付しても構いません。
- 様式3-1（一般枠・子育て支援枠共通）「彩の木補助事業補助金木材使用量計算書【計画量】」※建築（施工）事業者や木材供給業者等に作成を依頼してください。様式3-1の代わりに木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成した「木拾表」（県産木材・その他木材の区別が明確なもの）の添付でも構いません。「計画量」なのでその後の使用量に変更があっても問題ありませんが、補助対象要件を満たしていなければなりません。
- 工事請負契約書の写し※契約者名及び契約年月日が確認できるページ
- 増改築する住宅等の平面図、立面図又は工事の概要がわかる図面の写し
- 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等いずれか1点の写し）

3 書類を提出します。

木材協会に郵送又は持参します。

〆切：令和3年2月12日（金）必着（予定数に達し次第終了）

4 補助金利用予定者登録通知書がお手元に届きます。

交付申請書と必要な関係書類を木材協会で受付後2週間前後で、「補助金利用予定者登録通知書」をお送りします。その際に、その後のお手続きについてのご案内を同封させていただきます。

5 完了報告・補助金請求の準備をします。

木工事完了後2週間以内に、木材協会あて完了報告書兼請求書を提出します。必要な書類は次のとおりです。

記入例はホームページに掲載しています。

- 「提出書類チェック表」
- 様式6-2（一般枠・子育て支援枠共通）「彩の木補助事業補助金木工事（引渡し）完了報告書兼請求書【増改築用】」※様式は、補助金利用予定者登録通知書に同封します。交付申請書の内容に基づき、「1 住宅等の概要」欄の「建築（施工）場所」「建築（施工）事業者名」は印字してありますのでご確認ください、してください。変更があるときは、赤字の二重線で抹消のうえ変更後の内容をご記入ください。それ以外の欄には、必要事項を漏れなくご記入ください。
- 様式3-2（一般枠・子育て支援枠共通）「彩の木補助事業補助金木材使用量計算書【実績量】」※建築（施工）事業者や木材供給業者等に作成を依頼してください。様式3-2の代わりに木材供給業者（プレカット工場を含む）が作成した「納品書」（県産木材・その他木材の区別が明確なもの）の添付でも構いません。この実績量は、「さいたま県産木材販売伝票の写し」に記載されている数量と合致あるいは伝票に記載されている数量以下になります。
- さいたま県産木材販売伝票の写し※一次発行者まで確認可能なもの
- 写真
【写真に関する注意点】
Q&Aをご覧ください。
- 増改築した住宅等の平面図、立面図又は工事の概要がわかる図面の写し※申請時から変更のある場合

6 書類を提出します。

木材協会に郵送又は持参します。

最終〆切：令和3年3月5日（金）必着

7 木材協会の検査員が現地検査を実施します。

完了報告書兼請求書と必要な関係書類を木材協会で受付後、内容を審査します。審査には通常4週間程度かかります。この間に、現地検査を実施することがあります（完了報告書兼請求書提出前に実施す

ることもあります)。実施する場合には、あらかじめ検査員から建築（施工）事業者にご連絡します。

8 交付決定及び確定通知書がお手元に届き、補助金が交付されます。

審査の結果、補助対象住宅等の要件に適合すると認められると、「補助金交付決定及び確定通知書」がお手元に届きます。それから1週間以内に、交付決定及び確定通知書に記載された交付金額をご指定口座に振り込みます。振込の通知はしませんので、ご指定口座の記帳をするなどしてご確認ください。